

# 会 議 等 結 果 報 告 書

名 称	第 1 回自治基本条例づくり検討会議																						
日 時	平成 18 年 11 月 29 日 (水) 19 時 00 分 ~ 21 時 00 分																						
場 所	役場審議室																						
出席者	検討会議委員 出席 6 名 <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-top: 5px;"> <thead> <tr> <th style="width: 16.6%;">氏 名</th> <th style="width: 16.6%;">出欠</th> <th style="width: 16.6%;">氏 名</th> <th style="width: 16.6%;">出欠</th> <th style="width: 16.6%;">氏 名</th> <th style="width: 16.6%;">出欠</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>岡 本 康 裕</td> <td></td> <td>大 内 和 行</td> <td></td> <td>板 垣 貴 子</td> <td></td> </tr> <tr> <td>渡 辺 雄 介</td> <td></td> <td>瀬 川 英 樹</td> <td></td> <td>大 石 理 香 子</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> 町：助役 事務局：北川行政改革推進事務局長、坂弥行政改革推進班主幹、谷口主査					氏 名	出欠	氏 名	出欠	氏 名	出欠	岡 本 康 裕		大 内 和 行		板 垣 貴 子		渡 辺 雄 介		瀬 川 英 樹		大 石 理 香 子	
氏 名	出欠	氏 名	出欠	氏 名	出欠																		
岡 本 康 裕		大 内 和 行		板 垣 貴 子																			
渡 辺 雄 介		瀬 川 英 樹		大 石 理 香 子																			
内 容	<p>行政改革推進事務局長の司会により進行。</p> <p>町長に代わり田浦助役から各委員に委嘱状の交付を行い、続いて田浦助役から検討会議設置及び委員就任に際して挨拶。</p> <p>続いて、事務局となる行政改革推進事務局職員の紹介の後、各委員から自己紹介が行われた。</p> <p>《議事》</p> <p>1 代表・副代表の選出について</p> <p>事務局長から、代表及び副代表の選出（方法）について諮る。数名の委員から岡本委員を推薦する旨の発言があり、事務局長から岡本委員を代表とすることを諮ったところ全会一致で承認された。</p> <p>同じく副代表の選出を諮ったところ、「代表が男性であり意見調整のしやすい同姓同士が望ましい」、「女性枠の委員選出もあることから女性からの選考が望ましい」、「選考は代表に一任」との意見があった。事務局長から代表が選考することで良いかを諮ったところ異議無く、岡本代表から女性委員から選考することで大石委員が推薦された。事務局長から大石委員を副代表とすることを諮ったところ全会一致で承認された。</p> <p>【審議結果】 代表に岡本委員、副代表に大石委員を選出。</p> <p>引き続き、岡本代表、大石副代表から挨拶。</p> <p>以降、岡本代表が進行。</p> <p>2 上富良野町自治基本条例づくり検討会議設置要綱について</p> <p>岡本代表：議題 2 について、事務局から説明を求める。</p> <p>事務局：資料に基づき、条例制定までの概要日程、検討組織設置の考え方、検討会議設置要綱について概要説明。</p>																						

岡本代表：質疑があれば発言を求める。

【質疑なし】

### 3 他市町村の自治基本条例について

岡本代表：議題3について、事務局から説明を求める。

事務局：資料1「自治基本条例の位置付け」、資料2「道内の制定検討状況」、資料3～8「条例制定事例等の資料」について概要説明。

岡本代表：今後については、各委員から意見を出してもらおうよう自由な意見交換としたい。

以降、意見交換。その要旨は次のとおり。

検討会議に求められているものを明確にしていく必要がある。条例の素案づくりとしてどこまで求められているのか。

事務局：会議では、条例の顔づくりや骨格について議論いただきたい。委員の意見を事務局で整理しながら、条例素案づくりを進めていきたい。

この自治基本条例によって町の何が変わるのか。私たちの日常生活がどのように変わるのか。事例にあるニセコ町では住民にとって何が変わったのか。

事務局：ニセコ町では、まちづくりの進め方として、物を作る過程には情報公開と住民参加の必要性が言われ、それらの手続等を条例化してきている。

岡本代表：ニセコ町の事例から、住民自治の視点によるまちづくりとして、首長交代で政策が左右されない、政策選択のルールを明示したものとされている。

なぜ条例が必要なのか、条例の目的を明確にしていく必要がある。

事務局：まちづくりの現状について、行政に求められるもの、住民の責務等を議論していただきたい。これまで行政が担ってきたものを、住民の参加による仕組みに変えていくことや、役場に住民が来やすい仕組みなどを議論していただきたい。

条例を考えるきっかけは、他の町も作って（制定）いるからか。行政（職員）も本当に必要としているのか。

事務局：厳しい財政事情から行政サービスの取捨選択が求められているが、これまでのように行政側で決めていくことで良いのかどうか。決定過程に住民の参加が必要ではないか、実施主体に地域が関わっていくことが必要ではないかの議論がある。このような中、行政には税の使い方等、説明責任が一層求められており、行政としても住民の意見を聞くことや住民参加が必要と考えている。

岡本代表：まちづくりの主役は町民であり、町民が活動し判断するには、情報の提供・公開が必要と言われている。

情報公開と住民参加の一つとして、パブリックコメント制度が実施されているが、その効果はどうか。

事務局：新しい試みで町民への定着も浅い中、実際の意見提出は少ない状況にあ

る。事例として、町民に関わりの深い税の滞納処分条例など、これまでは行政が議会に提案し決定してきたが、今回は町民から貴重な意見が提出され、条例に反映されてきている。住民の意見を聞く機会づくりとして考えている。

自治基本条例は議会との関係が問われるが、どのように考えていくのか。

事務局：行政・町民・議会との関係を整理していくもの。市町村合併に関しては議会に対して町民の発議（1/50署名）も可能であり、それぞれの立場を明確にしていく条例とも考える。

議論の進め方として、事務局から条例に関わる質疑事項を投げかけてもらい、その議論を通じて条例に必要なルールの議論を進めてはどうか。

上富良野のまちづくりを進めていく条例であり、上富良野の特色や将来のイメージを反映していくことが必要でないか。

この町をどうして行きたいのか、理想論の議論が必要でないか。まちのイメージを共有し、まちづくりに必要なルールとしていくことが必要。

事務局：この条例を作るメリットの一つとして、まちづくりについて改めて考える機会につながることもある。行政の議論になりがちなまちづくりを、町民の視点によるまちづくりに変えていくことで、それぞれの立場や責務を位置付けていくことが必要と考えている。

#### 4 会議の運営のしかたについて

岡本代表：議題4について、事務局の考えがあれば示していただきたい。

事務局：行政内部（職員）で策定した条例素案がある。当初から示すことで委員の自由な発想に妨げとならないよう今回は提示をしていないが、今後の議論の参考として次回以降示していきたい。

瀬川委員：私たちの議論がどうなのか、プロジェクトに関わった職員の方に聞いてもらう機会も良いと思う。

事務局：プロジェクトに関わった職員との意見交換も考えていきたい。

事務局：運営の基本的事項として、月2回程度、午後7時から9時までの2時間程度、議論のあり方として行政への不満や批判に終始しないことなどを確認してはどうか。

【全体了承】

事務局：会主体で進めていただくことを基本に、今後のあり方について代表及び副代表と事務局とで打合せしていきたい。

【全体了承】

#### 5 その他

次期会議の日程： 12月11日（月） 19時00分

本会議で日程を確認し、委員個々に別途案内を出さないこととする。

《終了》 21時00分

--	--